

第 4 次電気事業制度改革について

—総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告—

戦略・産業ユニット 電力・ガス事業グループ 研究員 山本 恭

1. はじめに

2003 年に実施された第 3 次電気事業制度改革からの申し送り事項として総合資源エネルギー調査会電気事業分科会では、家庭用までを含めた全面自由化については、高压分野自由化から 2 年が経過した 2007 年 4 月から具体的な検討を開始することとした¹。

これを受け 2007 年 4 月より電気事業分科会が再開され、また新たに制度改革 WG を設置し、今後の電気事業制度のあり方について議論がなされているところである。分科会では、「小売自由化範囲を拡大することは、家庭部門の需要家に自由化のメリットをもたらさない可能性があるにとどまらず、現時点においては社会全体の厚生が損なわれるおそれが強く、望ましくない」「卸電力市場の活性化や託送制度のあり方などの競争環境整備に資する制度改革を具体的に検討すべきである」との結論が出され、全面自由化は見送り、既自由化範囲における競争環境整備を行うことで現在議論が進められている。

以下、これまでの電気事業制度改革を含め、今次の電気事業制度改革についての議論内容を報告する。

2. これまでの電気事業制度改革

1990 年代のバブル崩壊による経済の閉塞感が強まるなかで、わが国における高コスト構造・内外価格差の是正が政策課題として俎上にのぼるようになった。規制産業においても規制緩和が議論されるようになり、1994 年から 1997 年にかけて行政改革委員会の下に規制緩和委員会が設置され、規制分野の改革推進に関する意見が取りまとめられた。その一環として電力産業においても構造改革が検討・実施され、特に 1996 年に閣議決定された「経済構造の変革と創造のためのプログラム」において「電力について、平成 13 年（2001 年）までに国際的に遜色のないコスト水準とすることを目指して、負荷率の改善、電源調達に係る入札制度の積極的活用を含む電気事業者の経営効率化努力を加速化するとともに、電気の小売販売市場における直接競争を今後さらに促進・活性化するため、特定電気事業制度の要件緩和の検討を含めて、所要の規制緩和・制度改革を行う」としたことにより電力産業における規制改革は加速した。

2-1 電気事業法の改正

1990 年代に入ってから、わが国の電気事業制度改革は大きく分けて 3 度実施され、それに伴い、電気事業法も 3 度改正されている。

1994 年 3 月、通産大臣（当時）の諮問機関として電気事業審議会が設置され、競争原理の導入による経営効率化を促すための規制緩和、自己責任原則にもとづく保安規制の合理化などの必要性が提言された。これを受け 1995 年 4 月に 31 年ぶりに電気事業法が改正された。

1995 年の電気事業改正後も、世界的な電力自由化の流れや、急激な円高の進展を背景として為替レート比較で欧米よりも 2 割程度割高とされた電気料金の内外価格差がクローズアップされ、また、上述 1996 年閣議決定の「経済構造の変革と創造のためのプログラム」に示された「2001 年までに国際的に遜色のないコスト水準を目指す」旨を受け、電力産業の構造改革が引き続き検討され、1999 年 5 月に電気事業法を改正し 2000 年 3 月より日本に

¹ 電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事後油制度の骨格について」（2003 年 2 月）に明記

においても部分的に小売自由化が実施されることとなった。

その後、2000年3月の部分小売自由化開始より一定期間がおかれた、2001年11月、経済産業省資源エネルギー庁は総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、部分自由化制度の評価および更なる自由化に関する検討を開始した。分科会および下部組織となる小委員会、ワーキンググループにて具体的諸課題が検討された後、2003年2月に「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」²が答申として承認された。この答申案に基づき、2003年6月に電気事業法改正案が国会で可決された。

3度の電気事業法改正による制度改正の概要は表2-1の通りである。

表2-1 電気事業法改正による電気事業制度改正の概要

	概 要
1995年改正	電気事業への参入規制の緩和（競争原理の導入） ○卸発電事業への参入（一部自由化） ○入札制度の導入（IPPの導入） ○特定電気事業の創設 料金規制の見直し（事業者の自主的効率化努力の促進） ○選択約款の届出制への移行 ○ヤードスティック査定の導入
1999年改正	小売部分自由化の導入 ○特定規模電気事業の創設 ○PPS（特定規模電気事業者）の創設 料金規制の見直し ○料金引き下げ時における届出制の導入 ○選択約款の拡大 兼業規制の撤廃
2003年改正	中立機関・卸電力取引所の創設 振替料金の廃止 託送要件の緩和 段階的小売自由化範囲の拡大

（出所）電気事業分科会資料より日本エネルギー経済研究所作成

なお、2003年の電気事業法改正以降、法改正に伴う制度改革が随時実施されている。具体的には、2003年11月「中間法人日本卸電力取引所（以下、JEPX）」設立、2004年2月「中間法人電力系統利用協議会（以下、ESCJ）」設立、2004年4月小売自由化範囲を500kW以上の高圧需要家へ拡大、2005年4月小売自由化範囲を全ての高圧需要家へ拡大、等である。

また、この間、これまでの制度改革がもたらした影響を評価し、それを踏まえた上で更なる検討が求められることから、2005年10月に電気事業分科会の下に制度改革評価小委員会を設置し、電気事業制度改革の評価・検証が行われた。2006年5月に取りまとめられた「制度改革評価小委員会報告書」³では、概ね現行制度を肯定する結論であったが、将来に向けての安定供給力確保と環境保全との整合性等が検討課題とされた。

2-2 電気事業制度改革の成果

2-2-1 電気料金

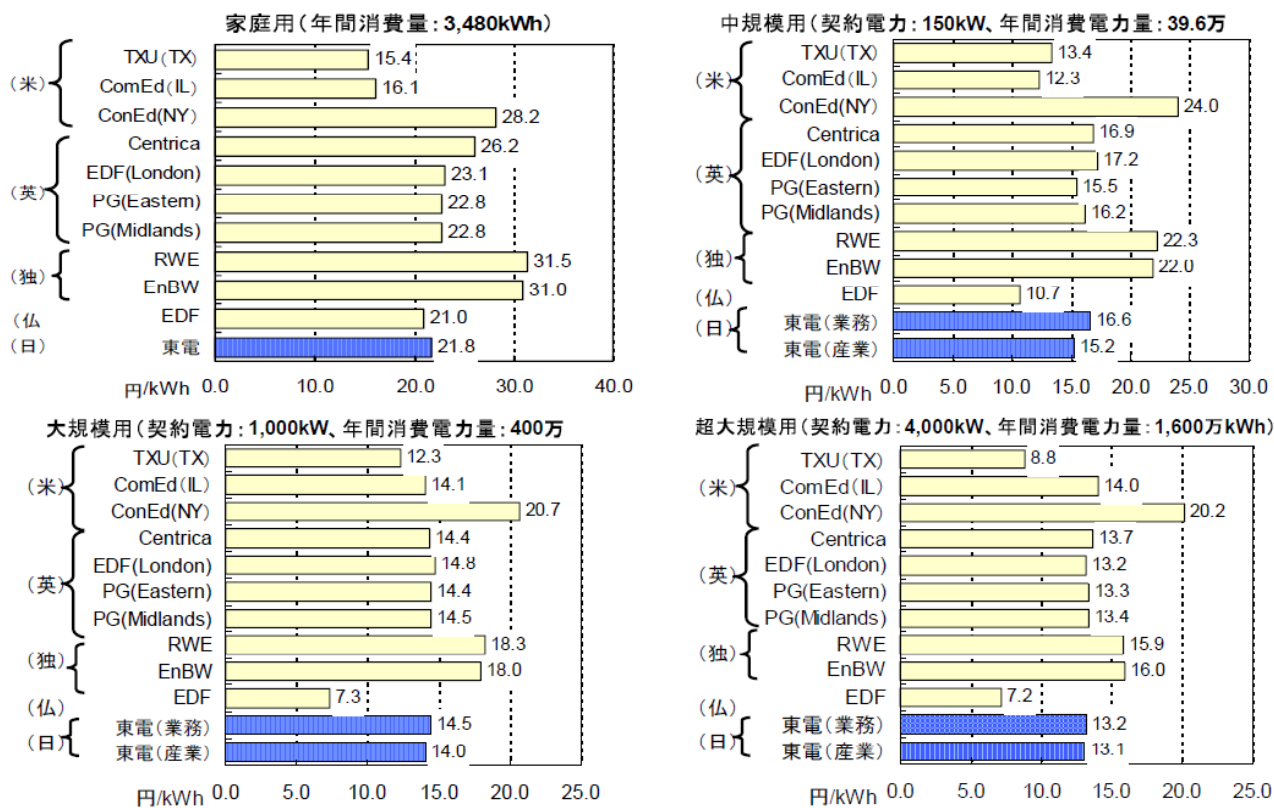
前述の通り、わが国の電力産業の構造改革は、国際的に遜色のない電気料金の実現を目指すことを主目的として実施された。2006年の電気料金においては、わが国の電気料金は欧米諸国と比べても遜色のない水準（図2-1参照）となっており、当初目的を達成したといえる。

また、2001年以降の各国の電気料金推移（図2-2参照）を見ると、電気事業規制改革に伴い電気料金が高騰している国が多い中、わが国の電気料金は安定的に低下しており、電気事業者の経営効率化の取組みや電気事業改革の成果が反映された結果といえるであろう。

² 経済産業省HP参照<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/bunkakai/14th/tousin.pdf>

³ 経済産業省HP参照http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/bunkakai/seidokaikaku_hyoka/060608-1.pdf

図 2-1 電気料金国際比較 (事業者別・規模別・2006 年平均値)



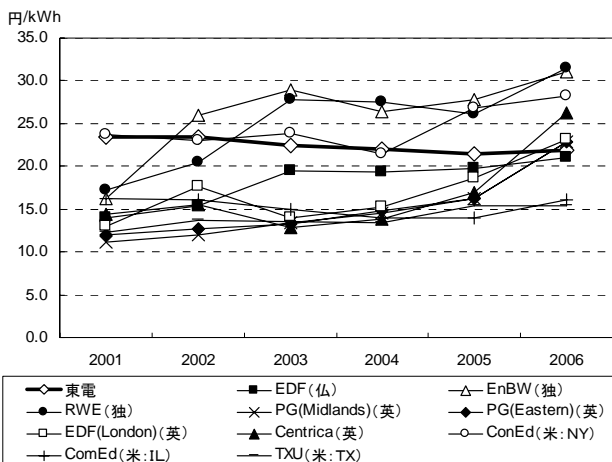
(注) 中規模・大規模・超大規模用の EDF の料金には税金等が含まれていない

(出所) 第 24 回電気事業分科会参考資料より

図 2-2 電気料金国際比較 (事業者別・規模別・時系列)

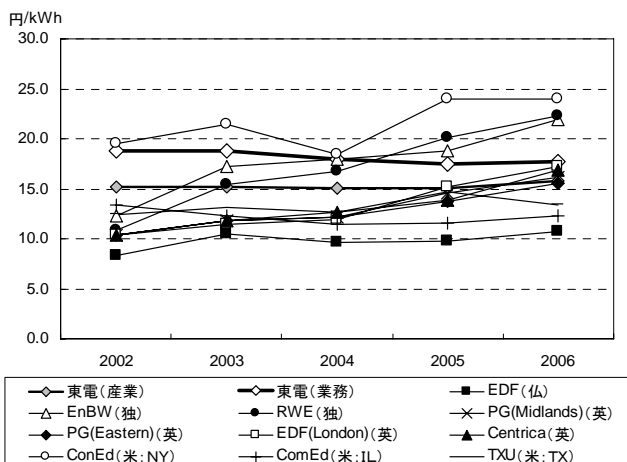
家庭用

(年間消費電力量 3, 480kWh)



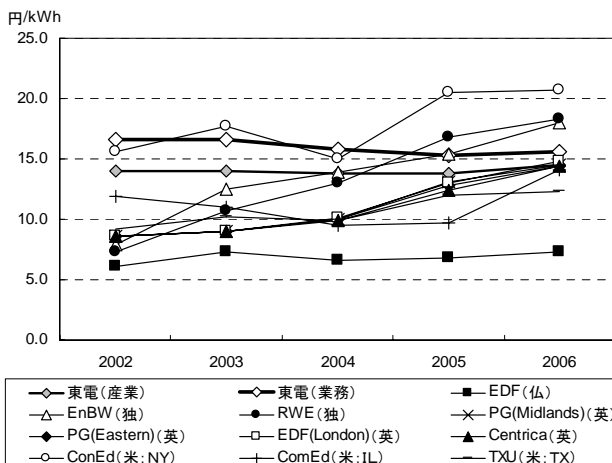
中規模用

(契約電力 150kW、年間消費電力量 39. 6 万 kWh)



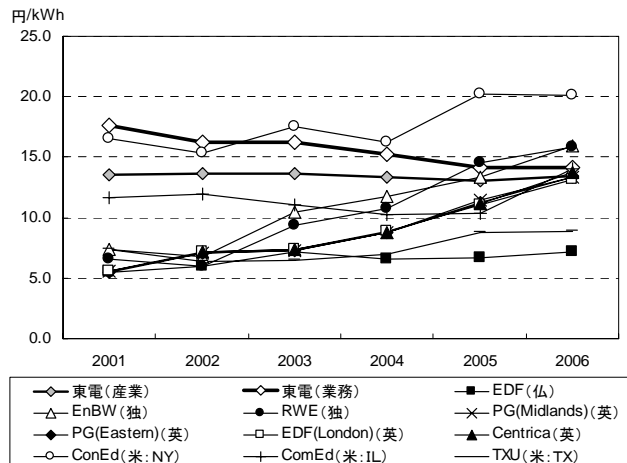
大規模用

(契約電力 1, 000kW、年間消費電力量 400 万 kWh)



超大規模用

(契約電力 4, 000kW、年間消費電力量 1, 600 万 kWh)



(注) 中規模・大規模・超大規模用の EDF の料金には税金等が含まれていない
 (出所) 第 24 回電気事業分科会参考資料より

2-2-2 競争状況

1995 年の制度改正により電力分野への参入規制が撤廃され、電力市場において競争原理が導入された以降、電力事業における競争は年々増加している。

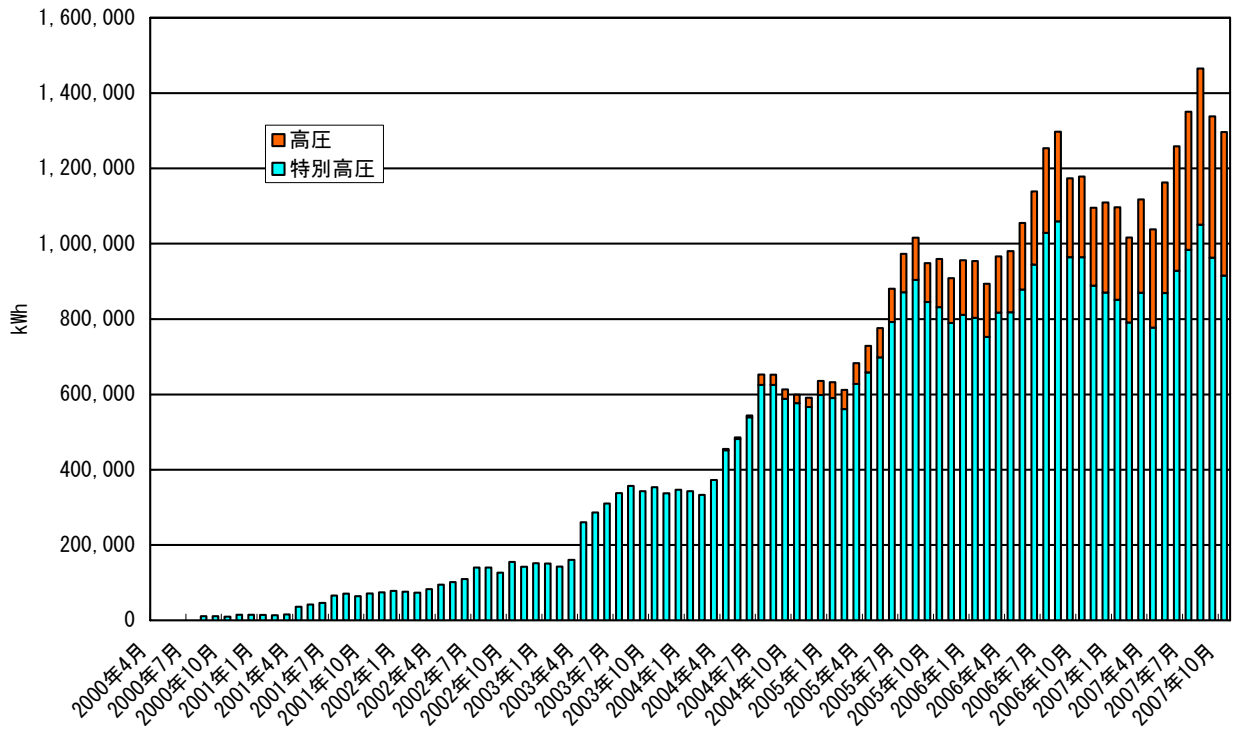
2000 年の小売自由化開始以降、特定規模電気事業者 (PPS) 数は着実に増加し、2007 年末現在で 22 社⁴ となっており、競争状況が進展しているといえる。また、事業者数の増加とともに PPS の販売電力量・シェアも増加し、2007 年 10 月現在、販売電力ベースでの PPS シェアは、特別高圧で 4. 19%、高圧で 1. 31% であり、小売自由化範囲全体では 2. 55% であった。(図 2-3、図 2-4 参照)

⁴ なお、実際に電力の小売り事業を行っている PPS は 2007 年 10 月実績において 13 社である。

(電力調査統計 <http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/index5.htm> より)

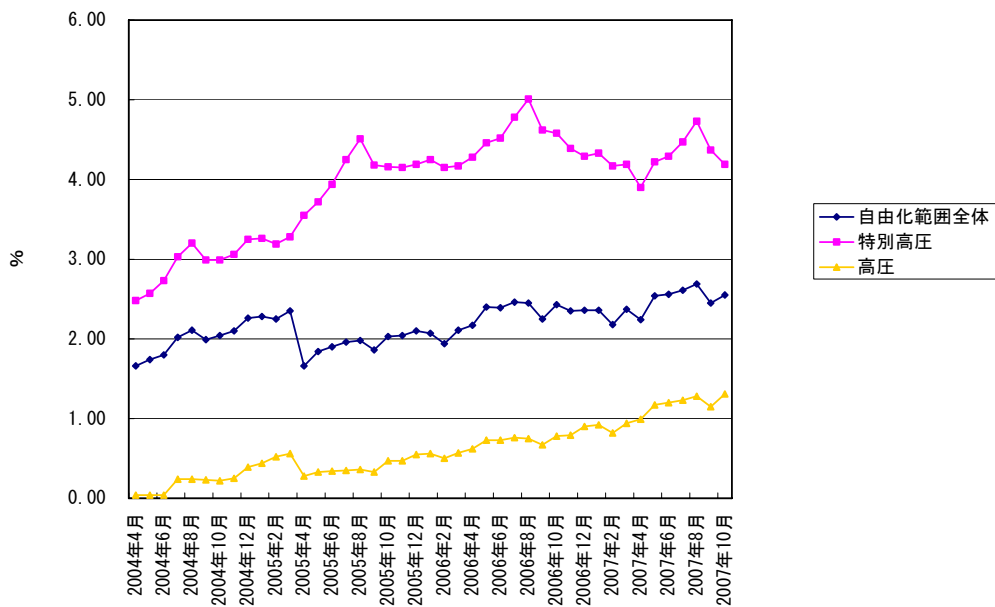
⁵ 上記に加え、2008 年 1 月 23 日、昭和シェル石油株式会社が経済産業省へ「特定規模電気事業開始届出書」を提出し受理された。

図 2-3 特定規模電気事業者の販売電力量推移



(出所) 電力調査統計月報

図 2-4 特定規模電気事業者シェアの推移 (販売電力量ベース)



(出所) 電力調査統計月報

3. 第4次電気事業分科会および制度改革WGの審議内容

3-1 審議の背景

第3次電気事業制度改革からの申し送り事項として、2003年2月15日に取りまとめられた総合エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」では、電気事業制度改革から一定期間をおいた2007年4月から小売全面自由化の検討を開始することとした。

需要家の選択の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサル・サービスの確保、④実務的課題等についての検討を行った上で全面自由化を実施することが適当である。

具体的な検討を開始する時期については、①による自由化範囲拡大に伴う需要家選択肢の拡大状況等を判断する必要があるため、平成17年4月から更に2年程度経過した平成19年4月頃を目途とすることが適当である。

(出所)「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」より抜粋<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/bunkakai/14th/tousin.pdf>

今次の電気事業分科会の再開は、直接的には上記の申し送り事項を受けたものであるが、他の審議会等からも今次電気事業制度改革について指摘がなされており、それらを反映させた検討を行う必要がある。主な指摘事項として以下のものがある。

「エネルギー基本計画」(2007年3月9日閣議決定)での指摘事項

「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分に考慮して「市場原理の活用」を進めるという基本法の基本方針に沿って、以下の方向で施策を講ずる。

第一に、発電から送配電まで一貫した体制で確実に電力の供給を行う責任ある供給主体である一般電気事業者を中心に、電気の安定供給を図る。その上で、送配電ネットワークの公平かつ透明な形でのアクセスを確保するため、送配電等業務支援機関によるルールの適切な運用や情報の目的外利用禁止等の行為規制を的確に実施する。

第二に、託送制度の見直し、全国規模の卸電力取引市場の整備等広域的な電力流通を円滑化し、電気の安定供給を図ることを目指して行ってきた制度改革に関し、期待した効果等につき注視しつつ、新たに課題が顕在化してきた場合には、必要に応じ的確に対応する。また、廃止した振替供給料金制度については、送電線建設コスト等の公平かつ確実な回収、送電費用の適切な生産、電力供給システム全体の効率性を害するような遠隔地への電源立地の抑制の三点の確保が前提であり、この観点から状況の推移を見つつ、問題があれば、遅滞なく廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図る。

第三に、平成19年度を目途に全面自由化について検討を開始することとするが、その際には、需要家の選択肢の確保状況等を踏まえ、①供給信頼度の確保、②エネルギー安全保障や環境保全等の課題との両立、③最終保障、ユニバーサル・サービスの確保、④長期投資、長期契約のリスク、特に今後ともわが国の基幹電源と位置付けられる原子力発電の新・増設等に関連する投資への影響、⑤実務的課題等について十分慎重に検討する。

(出所)「エネルギー基本計画」より抜粋<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/kihonkeikaku/index.htm>

総合エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会からの指摘事項

(1) 電力自由化と安定供給の両立

現在の電気事業制度は、一般電気事業者が、自社の供給エリアに十分な予備力を実態として持っていることから、安定供給に責任を持つ仕組みとなっているが、PPS等との競争によっては、今後は必ずしも十分な予備力が維持されない可能性がある。したがって、一般電気事業者だけでなくPPS等も含めて、どのように安定供給を確保する仕

組みを構築するかについて検討することが必要であると考えられる。また、このような安定供給の確保の仕組みが構築されるのであれば、現在一般電気事業者が提供しているインバランス供給等のあり方についても検討の視野に入ると考えられる。

(2) 電力自由化と環境保全の両立

現在の電気事業制度は、中核的役割を担う一般電気事業者が、環境負荷の観点から優れた特性を有する原子力発電や水力発電等の推進に向けて取り組んでいくことが期待されている。また、CO₂排出量の削減に関する自主行動計画も一般電気事業者が中心となって策定しているところである。今後、PPSによる自社保有電源の建設が予定されていること等も踏まえれば、自由化と環境保全を両立する観点から、PPSも含め電気事業者のCO₂排出量の削減に向け、どのように取り組んでいくのか検討する必要があると考えられる。また、環境保全の観点から電気事業者間の競争に与える影響についても留意する必要がある。

(3) PPSの電源調達あり方

PPSの電源調達の選択肢としては、自社保有電源、自家発電設置者、一般電気事業者からの常時バックアップ、卸電力取引所、IPP・卸電気事業者など多様化し始めているが、現状においては様々な制約により、一般電気事業者からの常時バックアップに当面の間はある程度依存せざるを得ない状況である。このような状況の中で、安定供給の確保や環境保全との両立という課題を踏まえ、PPSの電源調達のあり方について検討を行うことが必要ではないかと考えられる。

(出所)「制度改革評価小委員会報告書」(2006年5月22日)より抜粋

http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/bunkakai/seidokai/kaku_hyoka/060608-1.pdf

その他、公正取引委員会「電力市場における競争状況と今後の課題について」(2006年6月7日)⁶では電力市場における競争上の課題として電力調達上の課題等が挙げられ、電気事業分科会原子力部会「原子力部会報告書～原子力立国計画～」(2006年8月8日)⁷では全面自由化の検討を行うに当たって留意すべき事項として電力自由化が原子力発電投資に及ぼす影響に十分配慮して慎重な議論が行われることが適切とした。

3-2 今後の検討内容

今後の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会は、経済産業大臣の「我が国経済活動および国民生活の基盤となる電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成しうる公正かつ実効性のあるシステム構築に向けて、今後の電気事業制度はいかにあるべきか」という諮問を受け、平成19年4月13日より再開され、検討にあたっては、上述の申し送り事項並びに各所の指摘事項を踏まえた議論が進められることとなった。

また、「電気事業分科会での審議により整理された具体的論点に関し、専門的・技術的な見地から詳細な検討を行うため」、電気事業分科会の下に「制度改革WG」を設置し、詳細な検討が行われている。

これまでの電気事業分科会および制度改革WGにおける審議経緯は表3-1の通りである。

⁶ 公正取引委員会HP参照http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06_june/06060703.pdf

⁷ 経済産業省HP参照<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/images/060901-keikaku.pdf>

表 3-1 今次の電気事業分科会および制度改革 WG における審議経緯

開催年月日		電気事業分科会	制度改革WG	主な議事
平成19年	4月13日	○		1. これまでの電気事業制度改革について 2. 我が国における電気事業をめぐる現状について 3. 海外における電気事業制度改革の現状について
	5月18日	○		1. 「原子力発電投資環境整備小委員会」報告 2. 「電力システムの構成及び運用に関する研究会」報告 3. 電気事業制度の在り方に係る事業者等からのプレゼンテーション
	6月15日	○		1. 論点整理について 2. 制度改革WGの設置について 3. 家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大に係る検討のフレームワークについて
	6月28日		○	1. 家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大に係る検討について
	7月11日		○	1. 家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大に係る検討結果について
	7月30日	○		1. 夏期の電力需給対策について 2. 家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大に係る制度改革WGの検討結果について 3. 電力市場における競争環境をめぐる論点について 4. 電力市場活性化ならびに電力供給の安定性と環境の保全について需要者からの提言
	9月3日	○		1. 電力の安定供給と環境適合について 2. 効率的な安定供給と環境適合に関する論点
	9月27日		○	1. 発電・卸電力市場の競争環境整備について 2. 有限責任中間法人日本卸電力取引所からのプレゼンテーション
	10月15日		○	1. 送電・系統運用部門の公平性担保のための方策について～同時同量・インバランサー
	10月25日		○	1. 託送供給料金制度の見直しについて
	11月1日		○	1. 電力の安定供給と環境適合について 2. 安定供給と環境保全に向けた欧米の事例紹介～スマートメーター・スマートグリッド～
	11月15日	○	○	1. 競争環境整備、安定供給、環境適合についてのWG検討状況について
	11月26日		○	1. 電力市場における競争環境整備に係る検討結果について
	12月10日		○	1. 電力の安定供給及び環境適合に係る検討結果について
	12月14日	○		1. 制度改革WGの検討結果報告 2. 基本答申の骨子について
平成20年	1月25日	○		1. 基本答申とりまとめ
	3月10日（予定）	○		1. 基本答申とりまとめ

（出所）電気事業分科会参考資料より日本エネルギー経済研究所作成

以下、時系列にて電気事業分科会および制度改革 WG の議論内容を概観する。

<平成19年4月13日 第24回電気事業分科会>

- ・ 事務局である経済産業省より、これまでの電気事業制度改革についての状況説明および、これまでに出版された国の審議会等での報告書における電気事業制度改革についての議論を説明の後、今後の電気事業分科会での電気事業制度改革についての検討方法や現状の電気事業制度についての所感等を各委員より発表。
- ・ 特定規模電気事業者の代表である分科会委員を除き、全面小売自由化の実施には否定的な意見が多数挙げられた。
- ・ 現行電気事業制度の見直しを優先すべきとの意見が挙げられる。

<平成19年5月18日 第25回電気事業分科会>

- ・ 以下の内容に関して関係委員から報告・説明の後、議論。（括弧内は説明者）
 - 原子力発電投資環境整備小委員会報告書（経済産業省）
 - 電力システムの構成及び運用に関する研究会報告書（経済産業省）
 - 今次の電気事業制度の改革議論にあたって（電気事業連合会）
 - PPS プレゼン資料（株式会社エネット）
 - 発電分野における電気事業制度について（東京ガス株式会社）

- 電力系統利用協議会の活動実績について（有限責任中間法人電力系統利用協議会）
- 日本卸電力取引所の状況について（有限責任中間法人日本卸電力取引所）
- ・ 欧米諸外国の自由化実践例、燃料価格の高騰等、電力自由化を巡る社会情勢が劇的に変化しており、現在は電力の自由化が電気料金の低減には繋がらない可能性がある旨の意見が出された。
- ・ 個別、具体的な検討課題として、託送料金・同時同量インバランス・卸電力取引所活性化・エネルギーセキュリティ・安定供給・地球環境問題等、多岐にわたる意見が出され、次回分科会までに事務局にて取りまとめを行うこととなった。

<平成19年6月15日 第26回電気事業分科会>

- ・ 事務局経済産業省より、前2回の審議を踏まえて、今後の論点（案）が提示された。提示された論点（案）は以下の通り。

1. 電気事業制度改革にあたっての基本的な考え方
 - (1) 3つの課題を同時に解く ～ 安定供給／環境適合／競争・効率性
 - (2) 需要家の視点に立って
 - (3) 日本型モデルの発展に向けて ～ 独占と規律の観点から
 - (4) 電力市場のダイナミズムを包摂して ～ 多様性の中で中長期的に維持可能な仕組みへ
2. 電力市場における競争環境・需要家選択肢をめぐる論点
 - (1) 基本的な論点
 - (2) 送電・系統運用部門の公平性をめぐる論点
 - (3) 卸・発電市場における競争環境をめぐる論点
 - (4) 小売自由化の範囲をめぐる論点
3. 電力の安定供給をめぐる論点
 - (1) 基本的な論点
 - (2) 需要に見合った供給力についての論点
 - (3) 電源構成についての論点
 - (4) 流通設備についての論点
4. 電力分野の環境適合
 - (1) 基本的な論点
 - (2) 事業者間の公正な競争を通じた温暖化対策の促進についての論点
 - (3) 温暖化対策の主体についての論点
 - (4) 原子力・石炭に係る対応についての論点

(出所) 第26回電気事業分科会 配布資料3 論点整理(案)より抜粋

- ・ 上記論点に関し、専門的・技術的な見地から詳細な検討を行うため、制度改革WGを設置することが了承され、WGにて詳細検討が開始されることとなった。
- ・ さらに、家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大に係る検討の主要な論点として以下のものが挙げられた。
 - ① 需要家の選択肢の確保状況
 - ② 家庭部門における需要家選択肢の確保に係る考え方
 - ③ 小売全面自由化を実施した場合に想定される影響（定量的・定性的影響）

<平成19年6月28日 第1回制度改革WG>

- ・ 第26回分科会の決議を受け、制度改革WGを開催した。
- ・ 初回は、家庭部門も含めた小売自由化範囲の拡大について議論がなされ、事務局経済産業省からは需要家の

選択肢の確保状況等について、現状の小売自由化状況・確保状況の考え方・諸外国事例等について、の報告があった。

- ・ 日本エネルギー経済研究所からは「小売全面自由化に伴う費用便益分析推計結果」を報告し、現行制度化の下で競争環境を整備する場合が最も費用対効果が高いとの試算結果を示した。
- ・ WG 議論においては、現段階で全面自由化する場合には、かなりの移行コストが必要となるが、それを上回る国民の便益は現状では達成は困難である。まずは需要家選択肢が十分確保されるよう競争環境を整備すべきである、との方向で意見が取りまとめられた。

<平成19年7月11日 第2回制度改革WG>

- ・ 前回WGの取りまとめとして事務局経済産業省より、電気事業分科会への報告書案が提示された。検討結果のまとめとしては、以下の通り。
 - 既自由化部門での需要家選択肢が十分に担保されないまま小売自由化範囲を拡大することは、家庭部門の需要家に自由化のメリットをもたらされない可能性があるにとどまらず、現時点においては社会全体の厚生が損なわれるおそれが強く、望ましくない。
 - 現時点において需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するにあたっての前提条件が未だ整っていない。
 - 現時点において、小売自由化範囲の拡大を行うことは適切ではない。卸電力市場の活性化や託送制度のあり方などの競争環境整備に資する制度改革を具体的に検討すべき。
- ・ 上記取りまとめに関し、各委員は賛成で一致し、次回電気事業分科会にて報告することとなった。

<平成19年7月30日 第27回電気事業分科会>

- ・ 制度改革WG報告を受け、全会一致で賛成。全面自由化については見送りが決定した。
- ・ 以降の分科会およびWGの議論として、まず、電力市場における競争環境をめぐる論点が掲げられ、具体的には以下の項目について今後検討を進めることとなった。
 - 発電・卸市場における競争環境をめぐる論点
 - ◇ 卸電力取引所の活性化策
 - ◇ その他課題の有無
 - 送電・系統運用部門の公平性をめぐる論点
 - ◇ 託送料金制度
 - ◇ インバランス、同時同量
- ・ なお、当日、7月16日に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止について東京電力勝俣社長より発言があり、また経済産業省より、夏期の電力供給対策についての報告がなされた。委員から「今回の地震で（制度改革の）状況が根本的に変わった」との指摘がなされたように、安定供給の重要性が再認識され、その後の制度改革議論に大きな影響を与えることとなった。

<平成19年9月3日 第28回電気事業分科会>

- ・ 前回分科会に引き続き、今後の検討課題の抽出が行われた。
- ・ 検討課題として挙げられたものは次の通り。
 - 電力の安定供給をめぐる論点
 - ◇ 電力の安定供給確保（大規模電源による供給力が一時に失われる場合等）
 - ◇ 需要に見合った供給力（設備予備率、連系線増強等）
 - ◇ 電源構成（原子力、石炭火力等）
 - ◇ 効率的な安定供給の確保
 - 電力分野の環境適合をめぐる論点
 - ◇ 電気事業者の公正な競争を通じた温暖化対策の促進（卸電力取引所におけるCO2フリー電気・京都メカニズムクレジットの取引等）

- ・ 前回、今回分科会で挙げられた具体的な検討課題（競争環境・安定供給・環境適合）について、制度改革WGにて検討が行われることとなった。

<平成19年9月27日 第3回制度改革WG>

- ・ 電気事業分科会からの検討依頼項目を確認の後、競争環境整備のうち、発電・卸電力市場についての議論を行う。
- ・ 卸電力取引所の活性化策では、「時間前市場の創設」や取引所取引の事業リスク低減のため「インバランス制度の見直し」を議論することとなった。
- ・ また、インバランス支払額低減方策として「バランシンググループ」の組成やシステム・手続きの改善等の案が出された。
- ・ あわせて、取引所の市場監視およびガバナンスについても検討が行われた。

<平成19年10月15日 第4回制度改革WG>

- ・ 競争環境整備のうち、送電・系統運用部門の公平性をめぐる論点について議論を行う。
- ・ 具体的な同時同量・インバランスの論点として、以下の事項について詳細検討することとなった。
 - ▶ インバランス料金制度について
 - ◇ PPSと一般電気事業者のイコールフットィングの考え方
 - ◇ インバランス料金の水準
 - ◇ モラルハザードの防止
 - ▶ インバランスに係る事業リスクの低減策について
 - ◇ 時間前市場
 - ◇ バランシンググループ（代表契約者制度）の活用容易化
 - ◇ 発電事業者の発電不調時の調整容易化
 - ◇ 託送に伴う余剰電力の買取料金水準
 - ◇ 新規参入者に対する裾切り値の設定

<平成19年10月25日 第5回制度改革WG>

- ・ 送電・系統運用部門の公平性をめぐる論点のうち、託送料金制度の見直しについて議論を行う。
- ・ 託送料金制度における問題点として、以下の4つが挙げられる。
 - ① 託送料金の変更命令発動基準のトリガー要件が、総括原価方式における適正な料金水準の事後的担保という本来の目的と整合的でない。
 - ② 送配電部門において生じた「超過利潤の処分」につき説明責任が十分果たされているとは言い難く、その使途につき何ら制度上の手当てがない。
 - ③ 現在の送配電部門収支計算書は営業利益ベースの数値となっており、当期純利益ベースの数値とはなっていないため、営業外損益や特別損益の状況を把握できず、会計分離が不徹底。
 - ④ 託送供給料金の需要種間における公平性について、料金算定ルール（事前ルール）では一定の配慮の下ルール設定がなされているものの、託送利用者（PPS）からはより一層の公平性の担保への要望が強く、納得感を得られるに至っていない。
- ・ 上記問題点の解決策として、「変更命令基準の見直し（ストック管理の導入）」「超過利潤の使途明確化（ルール方式の導入）」「送配電部門収支計算書での当期純利益計算の導入」「託送供給料金の需要種間における公平性の担保」について詳細に検討が行われることとなった。

<平成19年11月1日 第6回制度改革WG>

- ・ 第28回分科会にて提示された電力の安定供給と環境適合についての議論を行う。
- ・ 非常時も含めた安定供給確保にかかる検討項目（連系線について）では、設備容量の激減を招く事象が発生した場合の対応として、

- ① 供給区域に新たに電源を建設する（供給予備率の引き上げ）
- ② 連系線増強（広域流通を通じ安定供給を確保）
- ③ ①と②を組み合わせで対応
- ④ 費用対効果に鑑み、予め蓄えておくことはしない

との4通りが考えられ、まず、ESCJに安定供給の調整プロセスを追加することを検討。

- ・ 安定供給確保（需給バランス）については、電力会社にエリア別需要の実績・見通しを盛り込んだ供給計画の提出を求めるとし、PPSの供給力は報告徴収にて把握、供給先が確定していない電源も供給力確保の見通しに反映させることとした。
- ・ 安定供給確保（電源構成確保）については、PPS等の供給力の内訳や電源開発計画を把握すること、原子力については電気事業者の自主的な取組みを見守ること、効率性や安定供給の視点から評価されるべき石炭については温暖化対策をさらに円滑化する制度的枠組みを構築する中で導入を図っていくこと、が合意された。
- ・ 環境適合については、卸電力取引所において「京都メカニズムクレジット」・「CO2フリー電気」の取引を行うよう検討することとした。なおCO2フリー電気の取引は、参加主体に限られることから、実験的取組みとして試行することとなった。
- ・ 安定供給確保のため、需要家が需要を抑制するインセンティブを付与するという視点について今後検討すべきとし、欧米でのスマートメーター・スマートグリッドの事例紹介も行われた。

<平成19年11月15日 第29回電気事業分科会・第7回制度改革WG合同会合>

- ・ 競争環境、安定供給、環境適合に関するWGでの検討結果が分科会に報告され、分科会委員はその検討結果を大筋で了解した。
- ・ その上で、イコールフットィングと非対称規制についてどのように考えるのか、という課題が複数の委員から挙げられた。
- ・ 引き続き、分科会意見を踏まえ、制度改革WGにて詳細検討が行われることとなった。

<平成19年11月26日 第8回制度改革WG>

- ・ 「電力市場における競争環境整備に係る検討結果」について、前回分科会・WG合同会合の結果を踏まえた報告書案について議論を行う。
- ・ 報告書案は、これまでの議論内容が取りまとめられたものであり、大きな修正点はなし。

<平成19年12月10日 第9回制度改革WG>

- ・ 「電力の安定供給及び環境適合に係る検討結果」について、第29回分科会・第7回WG合同会合の結果を踏まえた報告書案について議論を行う。
- ・ 報告書案は、これまでの議論内容が取りまとめられたものであり、大きな修正点はなし。

<平成19年12月14日 第30回電気事業分科会>

- ・ 第8回、第9回制度改革WGにて取りまとめられた報告書及びそれを反映した今回の電気事業分科会の検討結果である「今後の望ましい電気事業制度の在り方について（骨子案）」が報告され、大筋で合意した。
- ・ 挙げられた主な意見は以下の通り、
 - 小売自由化範囲拡大の是非について改めて検討を行う時期として「5年後を目途」と事務局より提案されたことに対する意見
 - 答申確定以降実施される詳細設計についての意見
 - 答申書の文章のわかり易さについて要望
- ・ 経済産業省は、答申確定を受けて詳細設計に着手することとなり、また、電気事業法の改正は行わず、省令改正等により対応する方針を示す。

<平成20年1月25日 第31回電気事業分科会>

- ・ 前回分科会の基本答申の骨子案ならびに議論結果を踏まえた基本答申案「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(案)が事務局より提示され、語句修正および読み手に対するわかりやすい表記修正への意見が出されたものの、内容については合意された。
- ・ 一部、語句・表現等の修正を行った後、パブリックコメントに付し、それらを反映したものを再度、次回(3/10)開催予定の電気事業分科会にて議論し、基本答申が確定することとなる。
- ・ 答申確定後、検討が開始される詳細設計に対し、分科会で議論された精神を引き継いだ精度設計検討が行うよう意見があった。

4. おわりに

本年3月に基本答申が確定する予定であり、今後は制度改革WGを中心とした詳細制度設計に移行する。詳細制度設計では、制度改革WGでの検討に加えて、JEPXにおいて商品設計や市場監視の在り方、ESCJにおいて連系線整備ルールの見直し等が行われる予定である。

これら検討結果は、随時実際の電気事業制度に反映され、競争促進環境の整備が行われることとなる。また、随時制度改革の評価が行われ、5年後を目途に、更なる制度改革の必要性・小売全面自由化の是非が改めて検討されることとなる。

これまでの3度の電気事業制度改革では、その主眼は電気料金の低減に向けられていた。しかし、昨今、原油価格の高騰、エネルギー資源に対する世界的な需要の高まり、地球環境問題への対応等、電気事業を巡る環境は大きく変化している。今後の詳細設計を含め、今次の電気事業制度改革では、これら環境の変化に対応すべく、これまでの制度改革とは異なった視点での検討が必要である。

お問い合わせ：report@tky. ieej. or. jp